

「金融・資産運用特区」に関する提案募集・公募要領

1. 背景・目的

岸田政権では、我が国の家計金融資産 2,115 兆円（令和5年6月末時点）の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていく資金の流れを創出し、「成長と分配の好循環」を実現していくことを掲げております。

こうした観点から、政府では、「[資産運用立国実現プラン](#)」（令和5年12月13日公表）を取りまとめており、資産運用業の改革やアセットオーナーシップの改革をはじめ、幅広い観点から取組みを進めていくこととされております。このうち、資産運用業の改革に資する施策の1つとして、「金融・資産運用特区」を創設することとされております。

「金融・資産運用特区」は、第61回国家戦略特別区域諮問会議（令和5年12月26日開催）において金融庁から[概要](#)を示した通り、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現していきます。このため、国と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しながら必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指します。

具体的には、地域の主体的な取組み（ビジネス・生活環境の整備や税財政面その他の支援）に加え、国としても、金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援（金融・ビジネス・生活環境に関する規制改革等、英語対応等の行政サービスの拡充など）や、成長分野に関する支援（規制改革その他の支援）など必要な取組みを実施していく方針です。

今般、「金融・資産運用特区」における具体的な施策を検討する観点から、地方公共団体から、国に対する提案・要望を幅広く募集します。ご提案いただいた内容については、関係省庁と連携し検討を行います。また、今般の提案内容に加え、地方公共団体における上記取組みの推進体制等を勧案しながら、「金融・資産運用特区」の対象地域を決定する予定です。

2. 応募主体

地方公共団体

※当該地方公共団体の行政区域の全域又は一部について、「金融・資産運用特区」の対象地域となることを希望する地方公共団体

※複数の地方公共団体が共同して応募することも可能です。

3. 応募書類・記載事項

下記の（１）から（４）までに掲げる事項を記載した資料をご提出ください。その際、下記（２）のうち規制改革事項については別添の様式を使用してください（その他は様式自由）。なお、必須項目として掲げている事項に関する記載が無い場合は、応募書類として受理しませんので、ご留意ください。

<記載事項>

（１）地方公共団体における展望等【必須】

- ✓ 「金融・資産運用特区」を通じて実現する当該地域のコンセプト等¹
※当該地域の目指す姿、域内外への経済的社会的効果、当該地域で実施されることが見込まれる事業・プロジェクトの内容やその先進性・革新性等をご記載ください。

（２）国に対する提案事項・要望事項²

①金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する国の支援

- ✓ 金融関連の規制改革事項【必須】
※資産運用業を含め、国内外の金融・資産運用事業者の新規参入や業務拡充に資する提案・要望をご記載ください。
- ✓ ビジネス・生活環境に関する規制改革事項【必須】
※行政サービス（法令等³で規定されている事項）の英語対応・デジタル化など、ビジネスや生活を行いやすい環境整備に資する提案・要望をご記載ください。
- ✓ その他事項【任意】
※英語対応・デジタル化といった行政サービス（法令等で規定されていない運用面等による事項）の充実・拡充、規制改革によらない事項、その他国による取組み・働きかけが必要な事項をご記載ください。

②地方公共団体が金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野の発展に資する支援

¹ 記載にあたっては、「[国家戦略特別区域基本方針](#)」第三 1. ③に掲げられている国家戦略特区の指定の基準も参考にしてください。

² 国家戦略特区に関連する提案事項・要望事項に関しては、国家戦略特区の提案募集と同様に、補助金や税制の要望等、財源措置の支援を求める内容の提案は不可とします。

³ 法律に基づく規制・制度に限らず、政省令や通知・ガイドライン等に基づく規制・制度も広く提案の対象とします。

✓ 成長分野の概要とこれに関する規制改革事項【任意】

※成長分野は、例えば、GX事業やスタートアップなど当該地域の成長分野として地方公共団体が注力するものを想定しています。こうした成長分野の概要（地域における現状・課題や今後の成長性等）およびその発展に資する提案・要望をご記載ください。

✓ その他事項【任意】

(3) 地方公共団体による取組方針

①金融・資産運用サービスの集積・拡充に向けた取組み

✓ 行政サービスの英語対応の充実・拡充に関する取組方針【必須】

※英語による行政対応の実現に向けた体制整備（一元的な英語相談窓口の設置など）は必須とし、対応済みの地方公共団体はその概要を、未対応の地方公共団体は具体的な対応方針をご記載ください。また、地方公共団体における各種行政手続きの英語対応の充実・拡充に関する取組状況や今後の方針も可能な限りご記載ください。

✓ 税財政面に関する支援方針【必須】

※金融・資産運用事業者に対する地方税の減免措置等の税制面での支援や補助金等による財政面での支援の内容について、実施済みの措置または今後の方針をご記載ください。

②地方公共団体が金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野の支援

✓ 地方公共団体による支援策【任意】

※前掲(2)②で成長分野に関する国への提案・要望がある場合には、成長分野の発展に向けた地方公共団体の支援策をご記載ください。

(4) 地方公共団体の推進体制等

✓ 地方公共団体の推進体制や事業の実現可能性【必須】

※金融・資産運用サービスの集積・拡充等（国際的な経済活動の拠点の形成を含む）に向けて、国への提案や地方公共団体による取組を主体的かつ継続的に実施するための推進体制、民間事業者を含む関係者との間で必要な合意形成、必要なインフラや環境整備といった観点から、現在の取組状況や今後の方針をご記載ください。⁴

<留意事項>

※今後の検討を円滑に進める観点から、提案内容は可能な限り具体的にご記載ください（目指す姿、そのために生じる課題、課題解決に向けた具体的な提案内容やその考え方・妥

⁴ 脚注1と同じ。

当性など)。

※今後、提案・要望内容を踏まえ、必要に応じて、追加的な資料提出・資料修正や金融庁等によるヒアリングをお願いする可能性がありますのでご注意ください。

※応募書類自体は公表しませんが、今後検討を進める中で、提案・要望内容が対外的に示される可能性がある点にご留意ください。

4. 募集期間

- ・ 3. (1) から (3) までに掲げる事項：令和6年2月16日(金)17時(必着)
- ・ 3. (4) に掲げる事項：令和6年3月8日(金)17時(必着)

5. 今後のプロセス

- ・ 2月下旬以降：国への提案事項に関する金融庁・関係省庁・地方公共団体を交えた検討
「金融・資産運用特区」の対象地域の決定に関する検討
- ・ 夏頃 目 途：「金融・資産運用特区」のパッケージの策定・公表

※今後、必要に応じて、金融庁・関係省庁との会議等への参加やヒアリング等をお願いする可能性がありますので、お含みおきください。

※国家戦略特区制度の指定に関するプロセスが今後生じる場合には、改めて個別にご連絡します。

6. 提出先・提出方法

地方公共団体名、担当者名、連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を付記の上、電子メールで fsa_tokku@fsa.go.jp にお寄せください(10MBを超過する場合は、分割してご送付ください)。電子メール以外によるご提案はお控えください。

7. お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

電 話：(代表)03-3506-6000(内線3999、5477)

メール：fsa_tokku@fsa.go.jp

提案を検討する地方公共団体において、個別に説明が必要な場合やその他ご不明点等ございましたら、金融庁までお気軽にご相談ください。

8. その他

応募書類に付記された電話番号等の個人情報は、記載内容に不明な点があり連絡・確認する場合等に限り、利用させていただきます。

また、応募書類をご提出いただいた地方公共団体については、開示の請求等があった場合には、ご提案の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、ご意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

以 上